

関西医療学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関西医療学園（以下「学園」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長及び副理事長をいい、次号の職員理事に該当する者を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員としての俸給を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、俸給、手当、賞与、通勤手当、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員として学園給与規程及び学園退職手当金支給規程に基づいて支給されるものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費及びその他必要な経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対する報酬等の支給は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員に対しては、俸給、賞与、通勤手当及び退任慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、手当のみ支給する。

(俸給及び手当の算定方法)

第4条 常勤役員に対する俸給月額、支給する年度の前年度に適用された国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項に定める指定職俸給表のとおりとし、号俸は、理事会において決定する。

- 2 非常勤理事及び監事に対する手当月額は、別表第1に定めるとおりとし、月額は、理事会において決定する。

(俸給及び手当の計算期間等)

第5条 俸給及び手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 常勤役員が退任又は死亡したときの計算期間は、その月の1日から退任又は死亡の日までとする。
- 3 俸給及び手当の日割計算を必要とするときは、その月の現日数から学園の所定休日など職務執行を要しない日を控除した日数を基礎として、日割によって計算する。

(俸給及び手当の支給日)

第6条 俸給及び手当の支給日は、原則として毎月25日とする。ただし、支給日が休日の場合は、その前日に支給する。

(俸給及び手当の支給方法)

第7条 俸給及び手当は、直接本人に現金で支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する銀行預金口座へ振り込むことができる。

(賞与の算定方法)

第8条 常勤役員に対する賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在任する者並びに基準日前1箇月以内に退任又は死亡した者に対して、それぞれ基準日の属する月の学園の決定した日に支給する。

- 2 前項の規定により基準日に在任する者であっても休職者（公務傷病等の休職を除く）、停職者、育児休業者及び介護休業者は除外する。
- 3 賞与の額は、それぞれの基準日（退任又は死亡の場合は退任又は死亡の日）現在においてその者が受けるべき俸給に、6月に支給する場合には100分の200、12月に支給する場合には100分の300を乗じて得た額とする。
- 4 前項の支給率は、常勤役員の学園に対する貢献度等に鑑みて、理事会の決定により、100分の100の範囲内において、その支給率を増加又は減少させることができる。
- 5 その者の在任期間が第1項に定めた基準日において6箇月以内の場合は、その者の在任期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在任期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
1箇月以上3箇月未満	100分の30
1箇月未満	100分の0

(通勤手当の算定方法)

第9条 通勤手当は、次に掲げる場合で通勤距離が片道2km以上の常勤役員に支給する。

- (1) 通勤のため、公共交通機関を利用してその運賃等を負担することを常例とする者
- (2) 通勤のため、自動車等を使用することを認められた者

2 通勤手当の月額額は、前項第1号に掲げる者については、その者の1箇月の通勤に要する運賃相当額から別表第2により支給する。同項第2号に掲げる者については、別表第3のとおり支給する。

(退任慰労金の算定方法)

第10条 常勤役員に対する退任慰労金は、学園理事長退任慰労金等規程及び学園役員退任慰労金等規程の定めるところによる。

(費用)

第11条 役員が職務執行のため出張した場合は、その者に対して旅費を支給する。旅費の支給等に関して必要な事項は、学園旅費規程の定めるところによる。

2 役員が職務執行のため旅費以外の費用を必要とする場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第12条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

手当表

手当月額
30,000円 ~ 50,000円

別表第2（第9条関係）

公共交通機関利用の通勤手当

通勤に要する運賃相当額	通勤手当月額
45,000円以内の場合	運賃相当額
45,000円を超え 55,000円以内の場合	$(\text{運賃相当額} - 45,000\text{円}) \div 2 + 45,000\text{円}$
55,000円を超える場合	50,000円

別表第3（第9条関係）

自動車等を使用の通勤手当

距離数（片道）	通勤手当月額
5km未満	2,300円
5 ~ 10km未満	4,100円
10 ~ 15km未満	6,500円
15 ~ 20km未満	8,900円
20 ~ 25km未満	11,300円
25 ~ 30km未満	13,700円
30 ~ 35km未満	16,100円
35 ~ 40km未満	18,500円
40km以上	20,900円